

岩手県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第84号

岩手県県税条例の一部を改正する条例

岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p data-bbox="199 485 291 512">附 則</p> <p data-bbox="159 531 692 560">（東日本大震災に係る雑損控除額等の特例）</p> <p data-bbox="118 579 1113 948">第10条の3の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第42条第1項に規定する東日本大震災（以下「東日本大震災」という。）により受けた損失の金額（以下この項及び次項において「特例損失金額」という。）<u>については</u>、平成22年において生じた法第34条第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第29条の規定により控除された金額に係る当該特例損失金額は、その者の平成24年度以後の年度分の個人の県民税に係るこの条例の規定の適用については、<u>平成23年</u>において生じなかったものとみなす。</p> <p data-bbox="118 1161 1113 1430">2 前項前段の場合において、第29条の規定により控除された金額に係る<u>特例損失金額</u>のうち、同条の規定の適用を受けた者と生計を一にする法第34条第1項第1号の政令に規定する親族の有する法附則第42条第1項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族の資産に係る損失の金額」という。）があるときは、当該親族の資産に係る損失の金額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の個人の県民税に係るこの条例の規定の</p>	<p data-bbox="1207 485 1299 512">附 則</p> <p data-bbox="1167 531 1700 560">（東日本大震災に係る雑損控除額等の特例）</p> <p data-bbox="1126 579 2121 1142">第10条の3の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第42条第1項に規定する東日本大震災（以下「東日本大震災」という。）により受けた<u>同項に規定する損失の金額</u>（以下この項において「特例損失金額」という。）<u>がある場合には、特例損失金額（同条第1項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り、以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）については</u>、平成22年において生じた法第34条第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第29条の規定により控除された金額に係る<u>当該損失対象金額</u>は、その者の平成24年度以後の年度分<u>で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分</u>の個人の県民税に係るこの条例の規定の適用については、<u>当該損失対象金額が生じた年</u>において生じなかったものとみなす。</p> <p data-bbox="1126 1161 2121 1430">2 前項前段の場合において、第29条の規定により控除された金額に係る<u>損失対象金額</u>のうち、同条の規定の適用を受けた者と生計を一にする法第34条第1項第1号の政令に規定する親族の有する法附則第42条第1項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族の資産に係る損失の金額」という。）があるときは、当該親族の資産に係る損失の金額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の個人の県民税に係るこの条例の規定の</p>

適用については、平成23年において生じなかったものとみなす。

3 [略]

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第16条 昭和63年度から平成26年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条、次条及び附則第18条第2項において同じ。)の譲渡(同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条、次条及び附則第18条第2項において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(同法第31条の2第2項各号に掲げる譲渡に該当することにつき法附則第34条の2第1項の総務省令に規定するところにより証明がされたものをいう。)に該当するときににおける前条第1項に規定する譲渡所得(附則第17条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) [略]

2 [略]

(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)

第18条の4の2 [略]

適用については、当該親族の資産に係る損失の金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 [略]

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第16条 昭和63年度から平成26年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条、次条、附則第18条第2項及び附則第18条の6第2項において同じ。)の譲渡(同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条、次条、附則第18条第2項及び附則第18条の6第2項において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(同法第31条の2第2項各号に掲げる譲渡に該当することにつき法附則第34条の2第1項の総務省令に規定するところにより証明がされたものをいう。)に該当するときににおける前条第1項に規定する譲渡所得(附則第17条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) [略]

2 [略]

(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)

第18条の4の2 [略]

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)

第18条の5 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下「震災特例法」という。)第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。)をしたことに

よってその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。）をした場合には、附則第15条第1項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。））」と、「同法第31条第1項」とあるのは「租税特別措置法第31条第1項」と、附則第17条中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項」と、附則第18条第1項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。））」と、「同法第32条第1項」とあるのは「租税特別措置法第32条第1項」として、附則第15条、附則第17条又は附則第18条の規定を適用する。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の法第45条の2第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第32条の4第1項の確定申告書を含む。）に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

（東日本大震災に係る買換資産の取得期間等の延長の特例）

第18条の6 附則第10条第1項の規定の適用を受ける県民税の所得割の納税義務者（平成22年1月1日から平成23年3月11日までの間に法附則第4条第1項第1号に規定する譲渡資産の譲渡をした者に限る。）が、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、同号に規定する買換資産を同号に規定す

る特定譲渡の日の属する年の前年1月1日から当該特定譲渡の日の属する年の翌年12月31日までの期間（以下この項において「取得期間」という。）内に取得（同号に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をすることが困難となった場合において、当該取得期間の初日から当該取得期間を経過した日以後2年以内の日で法附則第44条の3第1項の政令で定める日までの期間内に当該買換資産の取得をする見込みであり、かつ、同項の総務省令で定めるところにより市町村長の承認を受けたとき（震災特例法第12条の2第2項の税務署長の承認を受けたときを含む。）は、当該取得期間の初日から当該政令で定める日までの期間を取得期間とみなして、附則第10条の規定を適用する。

2 附則第16条第2項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、同項に規定する期間（その末日が平成23年12月31日であるものに限る。）内に租税特別措置法第31条の2第2項第12号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となった場合で法附則第44条の3第2項の政令で定める場合において、平成24年1月1日から起算して2年以内の日で同項の政令で定める日までの期間内に当該譲渡の全部又は一部がこれらの規定に掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき同項の総務省令で定めるところにより証明がされたときは、当該譲渡の日から当該政令で定める日までの期間を附則第16条第2項に規定する期間とみなして、同条の規定を適用する。

（東日本大震災に係る財産形成住宅貯蓄等の利子等に係る利子割の額の還付）

第20条の2の2 平成23年3月11日から東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）の施行の日の前日までの間に同法附則第3条第1項各号に掲げる事実が生じたことにより、当該各号に定める利子、収益の分配又は差益について第41条の6の規定により徴

（東日本大震災に係る財産形成住宅貯蓄等の利子等に係る利子割の額の還付）

第20条の2の2 平成23年3月11日から震災特例法の施行の日の前日までの間に震災特例法附則第3条第1項各号に掲げる事実が生じたことにより、当該各号に定める利子、収益の分配又は差益について第41条の6の規定により徴収された利子割の額があり、かつ、当該事実が東日本大震災によって被害を

収された利子割の額があり、かつ、当該事実が東日本大震災によって被害を受けたことにより生じたものである場合において、当該徴収された利子割の額がある租税特別措置法第4条の2第1項に規定する勤労者が、法附則第46条の政令で定めるところにより、平成24年3月10日までに、当該徴収された利子割の課税地を管轄する局長に対し、当該徴収された利子割の額の還付を請求したときは、当該局長は、法第17条、第17条の2及び第17条の4の規定の例によって、当該徴収された利子割の額を還付し、又は当該勤労者の未納に係る徴収金に充当するものとする。この場合において、同条第1項中「次の各号に掲げる過誤納金の区分に従い当該各号に掲げる日」とあるのは、「附則第46条の規定による還付の請求があった日から1月を経過する日」とする。

(東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例)

第23条の3 [略]

2 [略]

受けたことにより生じたものである場合において、当該徴収された利子割の額がある租税特別措置法第4条の2第1項に規定する勤労者が、法附則第46条の政令で定めるところにより、平成24年3月10日までに、当該徴収された利子割の課税地を管轄する局長に対し、当該徴収された利子割の額の還付を請求したときは、当該局長は、法第17条、第17条の2及び第17条の4の規定の例によって、当該徴収された利子割の額を還付し、又は当該勤労者の未納に係る徴収金に充当するものとする。この場合において、同条第1項中「次の各号に掲げる過誤納金の区分に従い当該各号に掲げる日」とあるのは、「附則第46条の規定による還付の請求があった日から1月を経過する日」とする。

(東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例)

第23条の3 [略]

2 [略]

3 東日本大震災により耕作又は養畜の用に供することが困難となった農用地

(農業経営基盤強化促進法第4条第1項第1号に規定する農用地をいう。以下この項及び第6項において同じ。)であると農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第3条第1項ただし書又は第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長)が認めるもの(以下この項において「被災農用地」という。)の平成23年3月11日における所有者(農業を営む者に限る。)その他の法附則第51条第3項の政令で定める者が、当該被災農用地に代わるものと局長が認める農用地の取得をした場合における当該農用地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成33年3月31日までに行われたときに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該被災農用地の面積の割合(当該割合が1を超える場合は、1)を乗じて得た額を価格から控除する。

3 警戒区域設定指示（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項又は第20条第3項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第17条第1項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が市町村長に対して行った法附則第55条の2第1項第1号に掲げる指示をいう。以下同じ。）が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域（警戒区域設定指示の対象区域をいう。以下同じ。）内に所在した家屋（以下この項において「対象区域内家屋」という。）の同日における所有者その他の法附則第51条第3項の政令で定める者が、当該対象区域内家屋に代わるものと局長が認める家屋（以下この項及び次項において「代替家屋」という。）の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して3月（代替家屋が同日後に新築されたものであるときは、1年）を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該対象区域内家屋の床面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除する。

4 警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内に所在した家屋の敷地の用に供されていた土地（以下この項において「対象土地」という。）の同日における所有者その他の法附則第51条第4項の政令で定める者が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該対象土地に代わるものと局長が認める土地の取得をした場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して3月を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該土地の面積に対する当該対象土地の面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除する。

4 警戒区域設定指示（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項又は第20条第3項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第17条第1項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が市町村長に対して行った法附則第55条の2第1項第1号に掲げる指示をいう。以下同じ。）が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域（警戒区域設定指示の対象区域をいう。以下同じ。）内に所在していた家屋（以下この項において「対象区域内家屋」という。）の同日における所有者その他の法附則第51条第4項の政令で定める者が、当該対象区域内家屋に代わるものと局長が認める家屋（以下この項及び次項において「代替家屋」という。）の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して3月（代替家屋が同日後に新築されたものであるときは、1年）を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該対象区域内家屋の床面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除する。

5 警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内に所在していた家屋の敷地の用に供されていた土地（以下この項において「対象土地」という。）の同日における所有者その他の法附則第51条第5項の政令で定める者が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該対象土地に代わるものと局長が認める土地の取得をした場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して3月を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該土地の面積に対する当該対象土地の面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除する。

<p>(揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置の停止)</p> <p>第24条の7 前条の規定は、<u>東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第44条の別に法律で定める日までの間、その適用を停止する。</u></p>	<p>6 <u>警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内に所在していた農用地（以下この項において「対象区域内農用地」という。）の同日における所有者（農業を営む者に限る。）その他の法附則第51条第6項の政令で定める者が、当該対象区域内農用地に代わるものと局長が認める農用地の取得をした場合における当該農用地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して3月を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該対象区域内農用地の面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除する。</u></p> <p>(揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置の停止)</p> <p>第24条の7 前条の規定は、<u>震災特例法第44条の別に法律で定める日までの間、その適用を停止する。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の岩手県県税条例（以下この条において「新条例」という。）附則第23条の3第3項の規定は、平成23年3月11日以後に取得された同項に規定する被災農用地に代わるものと局長が認める農用地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。

2 平成23年4月21日における新条例附則第23条の3第4項に規定する警戒区域設定指示区域（以下この項において「警戒区域設定指示区域」という。）であつて同年3月12日において地方税法の一部を改正する法律（平成23年法律第120号）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第55条の2第1項第2号に掲げる指示（避難のための立退きに係るものに限る。）の対象区域であつた区域は、新条例附則第23条の3第6項の規定の適用については、同年3月11日から警戒区域設定指示区域であつたものとみなす。この場合において、同項中「警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る」とあるのは「平成23年3月11日において」と、「同日から当該」とあるのは「同日から当該警戒区域設定指示区域に係る」とする。

(岩手県県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 岩手県県税条例の一部を改正する条例(平成23年岩手県条例第68号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 (平成23年4月21日における警戒区域設定指示区域に関する経過措置) 第3条 平成23年4月21日におけるこの条例(表1の項の改正部分に限る。)による改正後の岩手県県税条例(以下この条及び次条において「新条例」という。)附則第23条の3第3項に規定する警戒区域設定指示区域(以下この条において「警戒区域設定指示区域」という。)であって同年3月12日において東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律(平成23年法律第96号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第55条の2第1項第2号に掲げる指示(避難のための立退きに係るものに限る。)の対象区域であった区域は、<u>新条例附則第23条の3第3項及び第4項</u>、第24条の2の4第1項並びに第25条の2第1項及び第3項の規定の適用については、同年3月11日から警戒区域設定指示区域であったものとみなす。この場合において、<u>新条例附則第23条の3第3項</u>中「警戒区域設定指示(平成23年3月11日」とあるのは「平成23年3月11日において警戒区域設定指示区域(同日」と、「掲げる指示をいう。以下同じ。)が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域(警戒区域設定指示」とあるのは「掲げる指示(以下「警戒区域設定指示」という。))」と、「同日から当該」とあるのは「同日から当該警戒区域設定指示区域に係る」と、<u>同条第4項</u>中「警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る」とあるのは「平成23年3月11日において」と、「同日から当該」とあるのは「同日から当該警戒区域設定指示区域に係る」と、<u>新条例附則第24条の2の4第1項</u>中「当該警戒区域設定指示区域に係る警戒区域設定指示が行われた日」とあるのは「平成</p>	<p>附 則 (平成23年4月21日における警戒区域設定指示区域に関する経過措置) 第3条 平成23年4月21日における岩手県県税条例附則第23条の3第4項に規定する警戒区域設定指示区域(以下この条において「警戒区域設定指示区域」という。)であって同年3月12日において地方税法(昭和25年法律第226号)附則第55条の2第1項第2号に掲げる指示(避難のための立退きに係るものに限る。)の対象区域であった区域は、<u>同条例附則第23条の3第4項及び第5項</u>、第24条の2の4第1項並びに第25条の2第1項及び第3項の規定の適用については、同年3月11日から警戒区域設定指示区域であったものとみなす。この場合において、<u>同条例附則第23条の3第4項</u>中「警戒区域設定指示(平成23年3月11日」とあるのは「平成23年3月11日において警戒区域設定指示区域(同日」と、「掲げる指示をいう。以下同じ。)が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域(警戒区域設定指示」とあるのは「掲げる指示(以下「警戒区域設定指示」という。))」と、「同日から当該」とあるのは「同日から当該警戒区域設定指示区域に係る」と、<u>同条第5項</u>中「警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る」とあるのは「平成23年3月11日において」と、「同日から当該」とあるのは「同日から当該警戒区域設定指示区域に係る」と、<u>同条例附則第24条の2の4第1項</u>中「当該警戒区域設定指示区域に係る警戒区域設定指示が行われた日」とあるのは「平成23年3月11日」と、<u>同条例附則第25条の2第1項</u>中「附則第24条の2の4第1項」とあるのは「岩手県県税条例の一部を改正する条例(平成23年岩手県条例第68号)附則第3条の規定により読み替えて適用される附則第24条の2の4第1項」と、同条第3項中「当該対象区域内自動車に係る警戒区域設定指示区域について警戒区域設定指示が</p>

23年3月11日」と、新条例附則第25条の2第1項中「附則第24条の2の4第1項」とあるのは「岩手県県税条例の一部を改正する条例（平成23年岩手県条例第68号）附則第3条の規定により読み替えて適用される附則第24条の2の4第1項」と、同条第3項中「当該対象区域内自動車に係る警戒区域設定指示区域について警戒区域設定指示が行われた日」とあるのは「平成23年3月11日」とする。

（軽油引取税の免除に係る申請書の提出期限）

第4条 新条例附則第24条の8第1項の規定により軽油引取税の免除の適用を受けようとする者については、同条第2項に規定する申請書の提出期限は、この条例の施行の日から起算して60日を経過した日とする。

行われた日」とあるのは「平成23年3月11日」とする。

（軽油引取税の免除に係る申請書の提出期限）

第4条 岩手県県税条例附則第24条の8第1項の規定により軽油引取税の免除の適用を受けようとする者については、同条第2項に規定する申請書の提出期限は、この条例の施行の日から起算して60日を経過した日とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。